

新旧对照表

現 行
<p>別表（第4条の2関係）</p> <p>第1 一般公衆浴場に係る基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 浴室に係る基準</p> <p>(1) 1の(1)から(3)までに掲げる基準に該当すること。</p> <p>(2) 入浴に支障のない温度を保つこと。</p> <p>(3) 床面積を男女の浴室各12平方メートル以上、天井の高さを最低部において床面から2.1メートル以上とし、適当な勾配を設ける等天井から水滴が落下しないようにすること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる浴室にあっては、この限りでない。</p> <p>(4) 床面は、耐水材料で造り、100分の1以上の勾配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。</p> <p>(5) 床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、<u>上り用水の水栓及び上り用湯の湯栓</u>を各1個以上又は<u>上り用水及び上り用湯</u>が同時に供給することのできる混合栓（以下「混合栓」という。）を1個以上設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。</p> <p>(6) 内のり面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 循環ろ過装置に係る基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 循環ろ過装置を設ける場合は、次に定める措置を講ずること。</p> <p>ア ろ過器は、1週間に1回以上洗浄して汚れを排出すること。</p> <p>イ ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管は、定期的に消毒すること。</p> <p>ウ 集毛器は、毎日清掃すること。</p> <p>エ 浴槽水は、遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム以上保持するように塩素系薬剤を使用して消毒を行い、その遊離残留塩素濃度を定期的に測定し、その記録を3年間保存すること。ただし、原水又は原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合等であって、かつ、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法で消毒を行う場合は、この限りでない。</p> <p>オ 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合は、塩素系薬剤を浴槽水がろ過器内に入る前に注入又は投入すること。</p> <p>6 浴用の水及び湯に係る基準</p> <p>(1) 次に定める水質基準を保つこと。ただし、アの水質基準は、水道水を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 原水、原湯、<u>上り用水及び上り用湯</u>に係る水質基準は、次の(ア)から(カ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(カ)までに定める基準とする。ただし、(ア)から(エ)までの水質基準は、原水、原湯、<u>上り用水又は上り用湯</u>に温泉等を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 色度 5度以下であること。</p> <p>(イ) 濁度 2度以下であること。</p> <p>(ウ) PH値 5.8以上8.6以下であること。</p> <p>(エ) <u>過マンガン酸カリウム消費量 1リットルにつき10ミリグラム以下であること。</u></p> <p>(カ) <u>大腸菌群 50ミリリットル中に検出されないこと。</u></p> <p>(ク) レジオネラ属菌 検出されないこと。</p> <p>イ 浴槽水に係る水質基準は、次の(ア)から(イ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(イ)までに定める基準とする。ただし、(ア)及び(イ)の水質基準は、浴槽水に温泉等を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 濁度 5度以下であること。</p> <p>(イ) <u>過マンガン酸カリウム消費量 1リットルにつき25ミリグラム以下であること。</u></p>

改 正 案

別表（第4条の2関係）

第1 一般公衆浴場に係る基準

1・2 （略）

3 浴室に係る基準

- (1) 1の(1)から(3)までに掲げる基準に該当すること。
- (2) 入浴に支障のない温度を保つこと。
- (3) 床面積を男女の浴室各12平方メートル以上、天井の高さを最低部において床面から2.1メートル以上とし、適当な勾配を設ける等天井から水滴が落下しないようにすること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる浴室にあっては、この限りでない。
- (4) 床面は、耐水材料で造り、100分の1以上の勾配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。
- (5) 床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、上がり用水の水栓及び上がり用湯の湯栓を各1個以上又は上がり用水及び上がり用湯が同時に供給することのできる混合栓（以下「混合栓」という。）を1個以上設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。
- (6) 内のり面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。

4 （略）

5 循環ろ過装置に係る基準

(1) （略）

- (2) 循環ろ過装置を設ける場合は、次に定める措置を講ずること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上洗浄して汚れを排出すること。

イ ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管は、定期的に消毒すること。

ウ 集毛器は、毎日清掃すること。

エ 浴槽水は、遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム以上又はモノクロアミンを1リットルにつき3ミリグラム以上保持するように塩素系薬剤を使用して消毒を行い、その遊離残留塩素濃度又はモノクロアミン濃度を定期的に測定し、その記録を3年間保存すること。ただし、原水又は原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合等であって、かつ、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法で消毒を行う場合は、この限りでない。

オ 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合は、塩素系薬剤を浴槽水がろ過器内に入る前に注入又は投入すること。

6 浴用の水及び湯に係る基準

- (1) 次に定める水質基準を保つこと。ただし、アの水質基準は、水道水を使用する場合は、この限りでない。

ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯に係る水質基準は、次の(ア)から(カ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(カ)までに定める基準とする。ただし、(ア)から(エ)までの水質基準は、原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯に温泉等を使用する場合は、この限りでない。

(ア) 色度 5度以下であること。

(イ) 濁度 2度以下であること。

(ウ) PH値 5.8以上8.6以下であること。

(エ) 全有機炭素又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素が1リットルにつき3ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

(オ) 大腸菌 検出されないこと。

(カ) レジオネラ属菌 検出されないこと。

イ 浴槽水に係る水質基準は、次の(ア)から(エ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(エ)までに定める基準とする。ただし、(ア)及び(イ)の水質基準は、浴槽水に温泉等を使用する場合は、この限りでない。

(ア) 濁度 5度以下であること。

(イ) 全有機炭素又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素が1リットルにつき8ミ

新旧対照表

現 行

(ウ) 大腸菌群 1ミリリットルにつき1個以下であること。

(エ) レジオネラ属菌 検出されないこと。

(2) (略)

(3) 十分供給するようにし、かつ、浴槽の湯及び上り用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。

7 貯湯槽（原湯又は上り用湯を貯留する設備をいう。以下同じ。）に係る基準

(1)・(2) 略

8・9 (略)

第2 その他の公衆浴場に係る基準

1～5 (略)

6 浴室に係る基準

(1) 第1の1の(2)及び(3)並びに3の(3)及び(4)に掲げる基準に該当すること。

(2) 適当な数の上り用水の水栓及び上り用湯の湯栓又は混合栓を設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。

(3) 温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられた浴室には、内のり面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。

7～12 (略)

備考1 原水とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

2 原湯とは、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

3 上り用水とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

4 上り用湯とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

5 浴槽水とは、浴槽内の湯水をいう。

6 浴用の水及び湯とは、原水、原湯、上り用水、上り用湯及び浴槽水をいう。

改 正 案

リグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

(d) 大腸菌群 1ミリリットルにつき1個以下であること。

(e) レジオネラ属菌 検出されないこと。

(2) (略)

(3) 十分供給するようにし、かつ、浴槽の湯及び上がり用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。

7 貯湯槽（原湯又は上がり用湯を貯留する設備をいう。以下同じ。）に係る基準

(1)・(2) 略

8・9 (略)

第2 その他の公衆浴場に係る基準

1～5 (略)

6 浴室に係る基準

(1) 第1の1の(2)及び(3)並びに3の(3)及び(4)に掲げる基準に該当すること。

(2) 適当な数の上がり用水の水栓及び上がり用湯の湯栓又は混合栓を設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。

(3) 温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられた浴室には、内のり面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。

7～12 (略)

備考1 原水とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

2 原湯とは、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

3 上がり用水とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

4 上がり用湯とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

5 浴槽水とは、浴槽内の湯水をいう。

6 浴用の水及び湯とは、原水、原湯、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水をいう。

新旧対照表

現 行

様式第1号(第2条関係)
(第1面)

公衆浴場営業許可申請書
(略)

(第2面)

既許可隣接一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場との最短直線距離

名 称		距 離		m			
構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造	造 階建		棟			
	公衆浴場対象建築面積		m ²		公衆浴場対象延面積		
	脱衣室	面 積	男	m ²	洗面設備及びその供給水	有 ・ 無 水道水 ・ その他 (飲用適 ・ 不適)	
			女	m ²	携 帯 品 の 保 管 設 備	有 ・ 無	
	出入口	口	幅	m	照 明 設 備	lx	
			構造		換 気 設 備	m ³ /h	
	隔壁の高さ		m	番 台	有 ・ 無 (設備等 有 ・ 無)		
	天井の高さ		m	外 部 か ら の 見 通 し	可 能 ・ 不 可 能		
	浴 室	面 積	男	m ²	出 入 口	幅	m
			女	m ²		構 造	
<u>上り用水</u> の水栓	水栓	男	組	隔 壁 の 高 さ		m	
		女	組	天 井 の 最 底 部 の 高 さ		m	
<u>上り用湯</u> の湯栓	湯栓	区別標 示	有 ・ 無	水 滴 落 下 防 止 の 構 造 又 は 設 備			
主 浴 槽	面 積	男	m ²	床 面 の 構 造	勾 配		
		女	m ²		材 料		
深 さ		m	換 気 設 備	lx		m ³ /h	
汚 水 の 流 入		す る ・ し ない	外 部 か ら の 見 通 し	可 能 ・ 不 可 能			
(略)	(略)	(略)					

(第3面) (略)

添付書類

1～6 (略)

注 1～5 (略)

改 正 案

様式第1号 (第2条関係)

(第1面)

公衆浴場営業許可申請書
(略)

(第2面)

既許可隣接一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場との最短直線距離							
名 称		距 離				m	
構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造	造		階建		棟	
	公衆浴場対象建築面積			m ²		公衆浴場対象延面積	
	脱衣室	面 積	男	m ²	洗面設備及びその供給水	有 ・ 無 水道水 ・ その他 (飲用適 ・ 不適)	
			女	m ²	携 帯 品 の 保 管 設 備	有 ・ 無	
	出入口	構造	幅	m	照 明 設 備	lx	
			構造		換 気 設 備	m ³ /h	
	隔壁の高さ	m		番 台	有 ・ 無 (設備等 有 ・ 無)		
	天井の高さ	m		外 部 か ら の 見 通 し	可能 ・ 不可能		
	浴室	面 積	男	m ²	出入口	幅	m
			女	m ²		構造	
		上がり用水の水栓	男	組	隔 壁 の 高 さ	m	
			女	組	天 井 の 最 底 部 の 高 さ	m	
	上がり用湯の湯栓	区別標示	有 ・ 無	水 滴 落 下 防 止 の 構 造 又 は 設 備			
	主浴室槽	面 積	男	m ²	床面の構造	勾 配	
			女	m ²		材 料	
深 さ		m		照 明 設 備	lx		
汚水の流入	する ・ しない		換 気 設 備	m ³ /h			
外部からの見通し	可能 ・ 不可能						
(略)	(略)		(略)				

(第3面) (略)

添付書類

1 ~ 6 (略)

注 1 ~ 5 (略)